

薬食化発第 0126002 号
平成 17 年 1 月 26 日

各 { 都 道 府 県 }
 { 保健所設置市 } 衛生主管部（局）長 殿
 { 特 別 区 }

厚生労働省医薬食品局審査管理課
化学物質安全対策室長

森林法及び農業改良助長法改正に伴う毒物及び劇物取締法施行令の
一部改正について

農業改良助長法及び森林法においては昨年法律の一部改正が行われ、別添のとおり、本年 1 月 26 日付けで各法施行令の一部改正が行われたところです。

その附則により、毒物及び劇物取締法施行令第 13 条、第 18 条及び第 24 条の一部も改正され、本年 4 月 1 日より施行されるので、ご了知いただくとともに関係各方面に対する趣致をお願いいたします。

なお、同旨の通知を社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、社団法人日本薬剤師会会長及び社団法人日本化学工業品輸入協会会長あてに発出しているもので申し添えます。

薬食化発第 0126003 号
平成 17 年 1 月 26 日

社団法人日本化学工業品輸入協会会長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課
化学物質安全対策室長

森林法及び農業改良助長法改正に伴う毒物及び劇物取締法施行令の
一部改正について

標記については、今般、別添写しのとおり各都道府県等あてに通知したところですが、貴会におかれましても、会員の皆様方に対しその旨周知方願いたします。

別添

社団法人日本化学工業協会会長
全国化学工業薬品団体連合会会長
日本製薬団体連合会会長
社団法人日本薬剤師会会長
社団法人日本化学工業品輸入協会会長

事務連絡
平成17年1月26日

地方厚生局監視・指導部門 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課
化学物質安全対策室

森林法及び農業改良助長法改正に伴う毒物及び劇物取締法施行令の
一部改正について

標記について、別添写しのとおり各都道府県等あてに通知したことお知らせ
します。